

令和  
3 年版

# わたしたちの市税



表紙の作品について:

毎年11月11日～11月17日は「税を考える週間」です。  
この取組の一環として、山口税務署・(公社)山口法人会・山口国税  
納税貯蓄組合連合会・山口間税会は、市内の小・中学生、高校生、一般の  
方から、税に関する「絵はがき・作文・習字・標語」を募集してい  
ます。表紙の作品は、令和2年度の優秀作品の一部です。

納税の  
初めの  
一歩は  
消費税

社会保  
障と税

社 だ か ら だ 。病 院 代 を	た 。な ぜ、 アメ リカ で	し か し、 今年 コロナ	が 落ち 込んだ ことを 知	た とき、 お金 を多く 払	去 年消 費税 が8% か	今 年、 私 の中 で税 金	税金 の 大 切 さ
--	--------------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------	-------------------------------	------------------------

## 目 次

税金に関するお知らせ	2
固定資産税・都市計画税	5
軽自動車税(種別割)	13
市税・保険料の納め方	16
個人市・県民税	18
令和3年度市・県民税申告相談	22

発行/山口市総務部市民税課  
〒753-8650 山口市亀山町2番1号  
代表 ☎083(922)4111  
H P / <https://www.city.yamaguchi.lg.jp>  
E-mail / [siminzei@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:siminzei@city.yamaguchi.lg.jp)

山口市

令和3年1月8日発行

## お届けする封書やハガキについて

市民税課・資産税課・収納課からお届けする封書やハガキは、税金に関する大切なお知らせです。必ず内容を確認し、ご不明な点は各担当課までお問い合わせください。

受取人でない方（他人あて）の封書やハガキが配達された場合は、郵便物の表面に「誤配達」や「転居している」ことを書いたメモや付せん等を貼り、郵便ポストに投函してください。

## 所得・課税証明書のコンビニ交付サービスについて

土日・祝日も利用できます。サービスの利用に当たっては利用者証明用電子証明書を有効に設定したマイナンバーカードが必要です。なお、証明書は最新年度・本人分のみ発行となり、世帯全員分の証明書は発行できません。

- 利用時間 6時30分～23時（年末年始とシステム等の休止日を除く）
- 手数料 1通200円
- 問い合わせ先 市民税課管理担当Tel083-934-2734



## 市税等コールセンターについて

市では、民間業者を活用した「市税等コールセンター」を設置し、税金・保険料の納付を電話で呼び掛けています（詳しくは17ページへ）。

市やコールセンターは、銀行やコンビニエンスストアのATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。「振り込め詐欺」にはご注意ください。

# 税金に関するお知らせ

## ◆個人市・県民税

令和3年度以降の個人市・県民税（以下「市・県民税」という。）から適用される税制改正の主な内容をお知らせします。

## 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

給与所得控除および公的年金等控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられます。

### ○給与所得控除

1. 給与所得控除額が10万円引き下げられます。
2. 給与等の収入金額が850万円を超える場合、給与所得控除の上限額が195万円に引き下げられます。

### ○公的年金等控除

1. 公的年金等控除額が10万円引き下げられます。
2. 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額に上限額が設けられます。  
※公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方は、別途上限が設けられます。

① 給与所得の方は・・・（給与等の収入金額－給与所得控除額＝給与所得金額）

給与等の 収入金額	税制改正前		税制改正後	
	給与所得控除額	給与所得金額	給与所得控除額	給与所得金額
97万円	65万円	32万円	55万円	42万円
100万円	65万円	35万円	55万円	45万円
200万円	78万円	122万円	68万円	132万円
300万円	108万円	192万円	98万円	202万円

## ② 公的年金等の雑所得の方は・・・※65歳未満の方(公的年金等の雑所得の収入金額-公的年金等控除額=公的年金等の雑所得)

公的年金等の雑所得の 収入金額	税制改正前		税制改正後	
	公的年金等控除額	公的年金等の雑所得	公的年金等控除額	公的年金等の雑所得
70万円	70万円	0円	60万円	10万円
120万円	70万円	50万円	60万円	60万円
200万円	87万5千円	112万5千円	77万5千円	122万5千円

※ 給与と所得及び公的年金等の雑所得の計算方法は、山口市のウェブサイトか最寄りの総合支所または地域交流センターの窓口に備付けの「令和3年度市県民税申告の手引き」に掲載していますのでご参照ください。

## ③ 基礎控除額の見直し

税制改正前	税制改正後
基礎控除額33万円	基礎控除額43万円

※ 合計所得金額が2,400万円を超える方は基礎控除額が段階的に引下げられます。

## ◆ 税制改正による市・県民税額の影響 ※例:「給与収入130万円」・「所得控除は基礎控除のみ」の場合

例:給与収入のみの 市・県民税額	給与所得金額 (例:収入130万円の場合)	- 所得控除 (基礎控除のみの場合)	= 市・県民税額
税制改正前	130万円-65万円=65万円	33万円	35,000円
税制改正後	130万円-55万円=75万円	43万円	35,000円

## ○ 所得金額調整控除の創設

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

- (ア) 本人が特別障害者に該当する場合
- (イ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

## ◆ 給与収入850万円以上の方の給与所得金額

例①:((給与収入が900万円)-850万円)×10%=**5万円**(所得金額調整控除額)

900万円-195万円(給与所得控除)-**5万円**=700万円(給与所得金額)

例②:((給与収入が1,100万円の場合は1,000万円)-850万円)×10%=**15万円**(所得金額調整控除額)

1,100万円-195万円(給与所得控除)-**15万円**=890万円(給与所得金額)

2. 給与所得控除後の給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から控除されます。

所得金額調整控除額=給与所得(上限額10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限額10万円)-10万円

例:給与等の収入(60万円)と公的年金等の収入(200万円)を有する場合の所得金額

※ 納税義務者の年齢が65歳以上の場合

給与 (60万円-55万円=5万円)・・・A

公的年金等(200万円-110万円=90万円)・・・B※ 上限額10万円

給与所得A(5万円)+公的年金等に係る雑所得B(10万円)-10万円=**5万円**(所得金額調整控除)

5万円(給与所得)-**5万円**(所得金額調整控除)+90万円(年金所得)=90万円(所得金額)

# 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するため新たな控除の創設と、寡婦控除の内容が見直されます。

## ○未婚のひとり親に対する「ひとり親控除」が創設されます。

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、申告等することで「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

## ○寡婦控除が見直されます。

所得制限(合計所得金額500万円以下に限る)の要件が設けられます。

## ○市・県民税の人的非課税措置が見直されます。

上記を踏まえ、未婚のひとり親に該当する方は、合計所得金額が135万円以下の場合に「非課税」となります。※これらの措置について、住民票の続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です。

### 改正前

女性の場合			男性の場合	
一般の寡婦		特別の寡婦	寡夫	
死別した方		離婚した方	死別または離婚した方	
本人の合計所得金額が500万円以下	生計を一にする子が扶養親族がいる	生計を一にする子が扶養親族がいる	扶養親族である子がいるかつ本人の合計所得金額が500万円以下	生計を一にする子がいるかつ本人の合計所得金額が500万円以下
26万円(27万円)		30万円(35万円)	26万円(27万円)	

### 改正後

女性の場合			性別不問
本人の合計所得金額が500万円以下			
寡婦		ひとり親(婚姻歴不問)	
死別した方		離婚した方	ひとり親(婚姻歴不問)
生計を一にする子以外の扶養親族がいる	扶養親族がない	生計を一にする子以外の扶養親族がいる	生計を一にする子がいる
26万円(27万円)		30万円(35万円)	

※生計を一にする子:総所得金額等が48万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方。※死別(または離婚)した方:死別(または離婚)後に婚姻していない方。※控除額の( )内は、所得税の控除額です。

## ◆固定資産税

### 令和3年度は評価替えの年度です。

評価替えとは、3年毎に固定資産税の評価額を見直す制度です。

固定資産税の評価額は原則として3年間据え置き、評価替えの年度にのみ見直しを行います。

令和3年の4月にお送りする納税通知書に、所有する資産の明細を記載していますので、見直し後の評価額をぜひご確認ください。

## ◆収納課

### Web口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて24時間いつでも場所を問わず、市税の口座振替の申し込みができます。口座振替依頼書の記入や口座の届出印が不要で、市役所や金融機関の窓口に向く必要がなく、手軽に口座振替のお手続きが可能になります。詳しくは、「山口市Web口座振替受付サービス」で検索してください。山口市のウェブサイトからもアクセスできます。

#### ★対象税目

市・県民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税 軽自動車税(種別割)

※市税以外に水道料金・下水道使用料についても本サービスを実施しています。

問い合わせ先: 上下水道料金センター TEL:083-933-6664

#### ★利用できる金融機関

山口銀行、北九州銀行、もみじ銀行、西京銀行、萩山口信用金庫、西中国信用金庫、ゆうちょ銀行

#### ★申し込み時に用意するもの

・納税通知書または納付書 ・通帳、キャッシュカード

#### ★注意事項

・本サービスは、新規申し込み、口座変更または振替方法(各期ごと/全期前納)変更の場合のみ

利用できます。解約(停止)する場合は、口座振替依頼書により金融機関窓口、または市窓口での手続きが必要です。

・本サービスによる申し込み期間は、対象の税目・期別によって異なりますので、山口市のウェブサイトをご確認ください。

・当座預金、納税準備預金や法人名義の場合、本サービスではお手続きできません。



# 固定資産税・都市計画税

## 固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」という。)に土地・家屋・償却資産を所有する方に、固定資産の価格を基に算定した税額を、固定資産が所在する市町村に納めていただく税金です。

### ■固定資産税を納める方(納税義務者)

「登記簿」「課税台帳」等に賦課期日に所有者として登録されている方が固定資産税を納める「納税義務者」となります。ただし、納税義務者が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在に現に所有(相続)している方が新しい納税義務者となります。

### ■固定資産税の免税点

固定資産税には免税点(課税が免除される金額)制度が設けられています。詳しくは下の表の「免税点」の欄をご覧ください。

### ■固定資産税の減免

納税者や課税対象となるものに次のような特別の事情があるときには、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

- ・生活保護を受給している方が所有する固定資産
- ・公共の用に供している固定資産
- ・災害により著しく価値を減じた固定資産
- ・その他

## 都市計画税とは

都市計画税は、国や県から認可を受けた都市計画事業の財源として、都市計画区域内の土地・家屋に対し課税される目的税で、固定資産税と一緒に納めていただきます。



税の種別	固定資産税	都市計画税
課税対象	土地・家屋・償却資産	土地・家屋
納税義務者	毎年1月1日現在に所有者として下記に登記または登録されている方 土地：登記簿または土地補充課税台帳 家屋：登記簿または家屋補充課税台帳 償却資産：償却資産台帳	毎年1月1日現在で、都市計画区域内に所在する土地および家屋を所有している方
課税標準	原則として、固定資産課税台帳に登録された不動産の価格 (住宅用地等の特例措置が適用された等の場合は、課税台帳価格よりも低くなります。)	
税率	1.4%	0.25% (都市計画用途区域内) 0.15% (都市計画用途区域外)
税額の計算方法	課税標準額 × 税率 = 税額	
免税点	市内で同一の方が所有する固定資産税の課税標準額の合計が、次に掲げる額未満の場合には、固定資産税は課税されません。 土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円	固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税は課税されません。

## 固定資産税・都市計画税(土地)

土地の評価は固定資産評価基準によって、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により行います。その評価は3年に1度見直されます。

### ●地目(土地の用途)

地目は、宅地、田及び畑(併せて農地といいます。)、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目によります。

### ●地積(土地の面積)

地積は、原則として土地登記簿に登録されている地積によります。

### ●価格(評価額)

価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。特に宅地の評価は地価公示価格等の7割を目途に評価を行います。

### ●路線価等の公開

納税者に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。また、標準宅地の所在についても公開されています。

#### <標準宅地について>

標準宅地とは、市町村内の地域ごとに、その主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。

#### <路線価について>

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価額等を基にして求められ、その他の街路については、この主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求められます。

### ●負担調整措置

地価の急激な上昇や補正の見直し等による税負担の大幅な増加を抑えるための調整措置をとっています。毎年度なだらかに課税標準額が上昇するため、評価額が変わらなくても税額が上昇する場合があります。

### ●住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

#### <住宅用地の範囲>

住宅用地には次の二つがあります。

- 1 専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の全部(家屋の延床面積の10倍まで)
- 2 併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の面積(家屋の延床面積の10倍まで)に一定の率(下表参照)を乗じて得た面積に相当する土地

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地面積に次の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上 4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1



**<住宅用地の軽減措置>**

## 1 小規模住宅用地

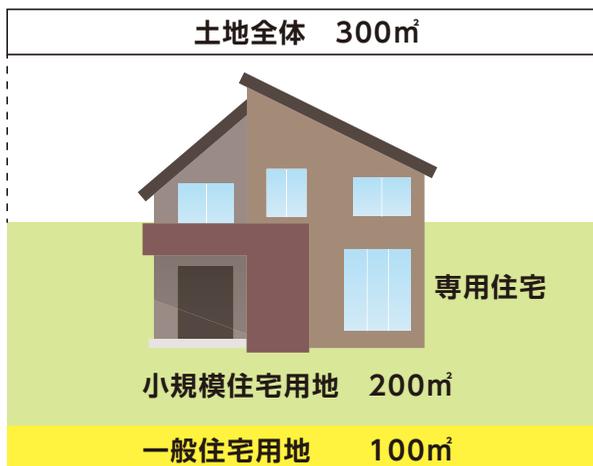
200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分)を小規模住宅用地といいます。小規模住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の6分の1、都市計画税については価格の3分の1とする特例措置があります。

## 2 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地(一戸建て住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の3分の1、都市計画税については価格の3分の2とする特例措置があります。

## ●住宅用地の課税標準の特例措置

特例措置の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (1戸につき200㎡まで)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (小規模住宅用地を除く住宅用地)	3分の1	3分の2



なるほど。  
家を壊すと、その敷地であった土地の税額が上がるというのは、住宅用地でなくなり、軽減措置が受けられなくなるためですね。

## ●空家等対策の推進に関する特別措置法による住宅用地の特例の除外

適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の面から地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、問題となっています。

生活環境の保全や空き家等の活用を図ることを目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月に改正地方税法が施行されています。

法律に基づき特定空家等として勧告を受けた場合、当該空き家の敷地の用に供されている土地については、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対象から除外されます。

## 【特定空家等とは…】

- 1.倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 2.著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3.適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 4.その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



※固定資産税の賦課期日は1月1日であるため、勧告をされた年の固定資産税については変更ありません。

## 問い合わせ先

## ●特定空家等の認定についてのこと

生活安全課 空家対策室(山口総合支所3階)  
☎083-934-2915 FAX083-934-2644

## ●土地の固定資産税についてのこと

## 北部地域

資産税課土地担当(山口総合支所2階)  
☎083-934-2737 FAX083-933-1083

## 南部地域

資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所1階)  
☎083-973-2415 FAX083-973-2586

## 徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所1階)  
☎083-956-0798 FAX083-957-0821

## 固定資産税・都市計画税(家屋)

### ●家屋の固定資産税について

#### ▶課税の対象となる家屋

固定資産税の課税の対象となる家屋は、以下の3つの要件を満たすものです。

- ①屋根があり、3方以上壁に囲われているもの
- ②土地に定着しているもの
- ③建物の本来の目的として、使えるもの

#### ▶課税標準額

家屋の課税標準額は、固定資産評価基準によって評価した、「評価額」です。よって、固定資産税における家屋の「評価額」は、実際の建築費や取得額とは異なります。

#### ▶課税対象面積

家屋の課税対象面積は現況床面積(延床面積)になりますので、登記床面積と異なる場合もあります。マンションなどについては、共用部分の面積が加算されます。

### ●家屋の評価

#### ①新築・増築の家屋の場合

実際に現地で家屋を調査させていただき、評価額を算出します。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

#### ☞再建築価格とは

評価の対象となる家屋と同じものを、評価の時点において同じ場所に新築することとした場合に、必要とされる経費(建築資材費等)を固定資産評価基準により算出したものです。

#### ☞経年減点補正率とは

家屋建築後の年数経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

#### ②新築・増築家屋以外の家屋(在来分家屋)の場合

3年に1度、評価替えをおこないます。建築資材費等の価格の変動と建築後の年数の経過による損耗を考慮し、国が一律に示す係数を掛け合わせることで評価額を見直します。ただし、その評価額が前年度の評価額を超える場合は前年度の評価額に据え置かれます。

### ●新築住宅に対する固定資産税の減額措置

次の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間、居住部分の120㎡分までの固定資産税額の2分の1が減額されます。(都市計画税は減額されません。)

#### ▶適用対象(要件)

- ・居住用の住宅(店舗等との併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上)であること。
- ・床面積が、50㎡(一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること。

#### ▶減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された家屋のうち居住部分だけであり、併用住宅における店舗部分などは減額の対象とはなりません。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

#### ▶減額される期間

- ・一般の住宅  
新築後3年度分(※5年度分)
- ・3階建以上の中高層耐火住宅等  
新築後5年度分(※7年度分)

※(長期優良住宅の認定を受け新築された住宅) 長期優良住宅の認定要件や手続きに関しては、市開発指導課(083-934-2847)にご確認ください。

### ●その他の減額措置

家屋の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修に伴う工事を行った場合、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額される制度があります。(都市計画税は減額されません。)

詳しくはお問い合わせください。

### 問い合わせ先

#### 北部地域

資産税課家屋担当

☎083-934-2736 FAX083-933-1083

#### 南部地域

資産税課家屋土地第一担当

☎083-973-2415 FAX083-973-2586

#### 徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当

☎083-956-0798 FAX083-957-2821

## 償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか?

**令和3年度申告は  
2月1日(月)までです**

償却資産の所有者は地方税法383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告することとなっています。

市内に償却資産を所有されている方、特に新しく事業を始められた方は忘れずに申告書を提出してください。

### ●償却資産とは

申告の対象となる償却資産とは、店舗・事業所を開設している方、何らかの事業を行っている方が事業のために用いる、取得価額が10万円以上の機械・器具・備品などです。家屋として評価していない内装工事、改良工事も含まれます。

※取得価額が10万円未満の資産であっても、個別に償却している資産は申告の対象となります。

### ▶償却資産の例

- 飲食店…厨房設備、レジスター 等
- 小売店…商品陳列ケース、自動販売機 等
- 理容・美容業…理容・美容椅子、洗面設備 等

### ●償却資産の種類

	資産の種類	品名
第1種	構築物	門、塀、広告塔、路面舗装(駐車場舗装等)、屋外排水溝、緑化施設 等
第2種	機械および装置	建設機械、印刷機械、医療用機器 等
第3種	船舶	漁船、貨物船、遊覧船、客船 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両および運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車 その他運搬車※
第6種	工具、器具および備品	事務机、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、パソコン、レジスター 等

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。

### ●償却資産の評価額について

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

#### ①前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

#### ②前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※①②により求めた額が(取得価額×5/100)よりも小さい場合は、(取得価額×5/100)により求めた額を評価額とします。

#### ▶取得価額

原則として国税の取り扱いと同様です。

#### ▶減価率

耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

### ●課税標準額について

毎年1月1日現在の償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例の適用がある場合は評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

### ●新型コロナウイルスに係る軽減について

事業収入が減少した場合等に、中小事業者等の事業用家屋、償却資産について令和3年度固定資産税等を軽減します。詳しくは山口市のウェブサイトをご確認ください。

### 申告受付場所

- 資産税課家屋担当(山口総合支所2階)  
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
- 資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所1階)  
〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1
- 資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所1階)  
〒759-1512 山口市阿東徳佐中3417番地2

※郵送の場合は、  
資産税課家屋担当(山口総合支所内)へ  
ご提出ください。

### 問い合わせ先

- 資産税課家屋担当(山口総合支所2階)  
☎083-934-2736 FAX083-933-1083

# 固定資産税の縦覧閲覧制度

## 縦覧制度とは

縦覧制度とは、固定資産税が課税されているご自身の資産について、評価が適正であるかどうかを判断するため、定められた期間内に山口市内の他の資産の価格と比較できる帳簿を、無料でご覧いただける制度です。ただし、土地を所有する方は土地のみ、家屋を所有する方は家屋のみの帳簿をご覧になれます。また、償却資産は縦覧制度の対象外です。

## 閲覧制度とは

閲覧制度とは、納税義務者等がご自身の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。また、借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

なお、毎年4月にお送りしています納税通知書3ページ目以降の「課税明細書」にも、課税台帳に登録されたものと同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。

制度の名称	縦覧制度	閲覧制度
制度を利用できる方	1.山口市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または同一世帯の親族 2.納税管理人 3.代理人	1.固定資産税の納税義務者または同一世帯の親族 2.納税管理人 3.代理人 4.借地借家人(賃貸借契約者) 5.権利関係人(所有権取得者、処分権保持者等)
ご覧いただける内容	(土地)課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格 (家屋)課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格	○上記1～3の方 対象となる納税義務に係る固定資産課税台帳 ○上記4～5の方 対象となる権利の目的である固定資産課税台帳
受け付け時に必要なもの	○納税者本人、同一世帯の親族が縦覧するとき 本人確認のできる身分証明書(運転免許証等) ○代理人が縦覧するとき 納税者からの委任状、本人確認のできる身分証明書	○納税義務者、同一世帯の親族、納税管理人が閲覧するとき 本人確認のできる身分証明書(運転免許証等) ○代理人が閲覧するとき 納税義務者からの委任状、本人確認のできる身分証明書 ○借地借家人が閲覧するとき 賃借関係を証明する書類、本人確認のできる身分証明書 ○1月2日以降に権利関係人になった方が 閲覧するとき 登記事項証明書または権利異動がわかるもの、本人確認のできる身分証明書
実施日	毎年4月1日から第1納期限までの開庁日(土・日曜日、休日を除く)	毎年4月1日から翌年3月末日までの開庁日(土・日曜日、休日を除く)
実施場所	山口、小郡、阿東総合支所の特設会場	○山口総合支所市民税課管理担当(ただし、縦覧期間中は特設会場で受付) ○小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の総合サービス課
手数料	無料	200円(1名義/1年度) ただし、縦覧期間中は無料。



## 固定資産税の課税内容に疑問があるときは

### まずはご相談ください

課税されている固定資産税の税額、各資産の評価内容等について疑問やご不明な点がございましたら、まずは下記の問い合わせ先にご相談ください。課税内容についてご説明を差し上げ、必要に応じて現地を再度調査させていただきます。ご遠慮なくお申し出ください。

資産を所有される皆さんからのお問い合わせが適切な調査のきっかけになりますので、お持ちの資産の利用状況が変わった場合などは、ぜひお知らせください。より適正な課税のため、ご協力をお願いいたします。

### それでも納得できないときは

お問い合わせにより再調査をさせていただき、十分な説明を差し上げた上で、それでも納得できない場合のために、「不服申立て制度」が設けられています。

不服申立て制度は、不服内容に応じて下記のとおり2種類がございます。

このうち、土地や家屋の価格について不服がある場合に行うことのできる「審査申出」は、新たに課税台帳に価格が登録された場合、または価格に修正が加えられた場合に提出できます。

なお、不服申立ては、対象となる固定資産の納税義務者またはその代理人が行うことができます。各手続きの詳細については、下記の受付場所へお問い合わせください。

制度の名称	審査申出	審査請求
不 服 内 容	固定資産課税台帳に登録された価格についての不服	左欄以外の事項の賦課決定処分についての不服
申 立 期 間	公示日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
申 立 方 法	審査申出書の提出	審査請求書の提出
受 付 場 所	総務課文書担当(山口総合支所2階) ☎083-934-2724	資産税課(山口総合支所2階) ☎083-934-2930
申 立 先	固定資産評価審査委員会	市長

### 問い合わせ先

#### 北部地域

(大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳)  
資産税課家屋担当 ☎083-934-2736  
資産税課土地担当 ☎083-934-2737 FAX083-933-1083

#### 南部地域

(小郡、秋穂、阿知須、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山)  
資産税課家屋土地第一担当 ☎083-973-2415 FAX083-973-2586

#### 徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当 ☎083-956-0798 FAX083-957-0821

## 固定資産税に関するQ&A

### Q<sup>1</sup> 家屋を取り壊すと

家屋を令和2年4月に取り壊し、更地にしたのですが令和2年度の固定資産税は減額されますか？

**A<sup>1</sup>** 固定資産税はその年の1月1日の状況で税金をお願いするため、令和2年度の固定資産税を減額することはできません。なお、令和3年度からは下記のとおり変更となります。

#### ●土地

家屋(住宅)を取り壊し更地にすると、住宅用地の特例措置がなくなるため、令和3年度から土地の固定資産税が上がります。その他状況が変われば税額に影響がでますので、詳しくは資産税課までお問い合わせください。

#### ●家屋

令和3年1月1日には家屋が存在しないため、令和3年度から固定資産税はかかりません。家屋を取り壊した際はその旨のご連絡をお願いします。

### Q<sup>2</sup> 農地転用の許可を受けると

家を建てるために農地転用をした後もそのまま耕作しています。税金はどうなりますか？

**A<sup>2</sup>** 宅地並の課税をしています。宅地等に転用する申請(農地法4・5条)を許可された農地は、外見上農地としての形態をとどめていても、実質的には宅地等としての潜在的価値を有していると考えられるため、宅地並の課税となります。

### Q<sup>3</sup> 課税対象となる建物について

倉庫・物置は課税対象になりますか？

**A<sup>3</sup>** 基本的には課税対象となりますが、ホームセンター等で販売されている倉庫・物置を、ブロックや直接土地の上に固定せずに設置している場合は、家屋の課税要件の「土地に定着しているもの」を満たさないため、課税対象外となります。ただし、同じ倉庫・物置であっても、コンクリート基礎等が施工されている場合は、土地に定着しているため、課税対象となります。

### Q<sup>4</sup> 家屋を増築するときについて

家屋を増築しようと思います、固定資産税について何か手続きは必要ですか？

**A<sup>4</sup>** 固定資産税についての手続きは必要ありませんが、翌年度から固定資産税をお願いするために現地調査をさせていただく必要がありますので、工事が完了しましたらご連絡をお願いします。

### Q<sup>5</sup> 納税通知書をなくした時について

納税通知書をなくしました。自身の資産の確認をしたいので、再発行してほしいのですが…

**A<sup>5</sup>** 納税通知書は再発行できませんが、名寄帳や課税証明書等で資産をご確認いただけます。山口総合支所市民税課証明発行窓口または各総合支所総合サービス課の窓口でご請求ください。

### Q<sup>6</sup> 納税通知書が届かないときは

今年から納税通知書が届かないのですが…。

**A<sup>6</sup>** 可能性のひとつとして、免税点未満となり課税されなくなったことが考えられます。(5ページ参照)逆のケースで、免税点以上になれば課税対象となり、納税通知書が届くようになります。お手数ですが、資産税課までお問い合わせください。

### Q<sup>7</sup> 納税通知書の送付先について

私宛に届いている納税通知書を、離れている家族宛に送ってほしいのですが…

**A<sup>7</sup>** 納税通知書の送付先を変更するためには、事前に送付先を指定するための手続きが必要です。単身赴任、入院、施設入所等、様々なご事情により送付先変更を希望される場合は、手続方法をご案内し、必要書類を送付しますので、資産税課までお問い合わせください。

# 軽自動車税(種別割)

## 原動機付自転車および二輪車等の軽自動車税(種別割)税率

車 種		税率(年税額)	
原 動 機 付 自 転 車	第一種 50cc以下(0.6kw以下) ※ミニカーを除く	2,000円	A 白 <sup>00</sup>
	第二種乙 90cc以下(0.8 kw以下)	2,000円	A 黄 <sup>00</sup>
	第二種甲 125cc以下(1.0 kw以下)	2,400円	A 桃 <sup>00</sup>
	ミニカー 三輪以上で20cc超~50cc以下(0.25kw 超~0.6kw以下)	3,700円	A 水色 <sup>00</sup>
軽 二 輪	125cc超~250cc以下	3,600円	A 白 <sup>00</sup>
小 型 二 輪	250cc超	6,000円	A 白 <sup>00</sup>
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円	A 緑 <sup>00</sup>
	その他	5,900円	

## 三輪、四輪の軽自動車の軽自動車税(種別割)税率

新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります。

車 種		税率(年税額)		
		①平成27年3月31日までに新車新規登録	②平成27年4月1日以後に新車新規登録	③登録後13年超(重課税率)
軽自動車	三輪 50cc超~660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用 (営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪乗用 (自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物 (営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪貨物 (自家用)	4,000円	5,000円	6,000円

※「新車新規登録」年月については、車検証の「初度検査年月」をご確認ください。

番号		交付年月日		初度検査年月		自動車の種類		車体の形状	
み	00000	平成	30年×月×日	平成	27年×月	軽自動車	軽自動車	箱型	
ほ	山口580か××××	30年×月×日		27年×月					
ん	山口580か××××	30年×月×日		27年×月					
車台番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
×××××-×××××		4人	-kg	700kg	900kg	330cm	140cm	150cm	
車名		型式	原動機の型式	燃料の種類	前軸重	後軸重	型式指定番号	種別区分番号	
○○○		××-×××	○○	ガソリン	0.65t	400kg	300kg	××××	××××
使用者	氏名又は名称	山口 太郎							
	住 所	山口県山口市亀山町2番1号							
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ							
	住 所	使用者住所に同じ							

◆新車新規登録から13年経過した車両については③重課税率が適用されます。

(ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。)

※令和3年度以降、新たに重課税率となる年度は下表のとおりです。

新車新規登録年月	重課税率となる年度
平成19年4月~平成20年3月	令和3年度
平成20年4月~平成21年3月	令和4年度



## ◆グリーン化特例(軽課)が適用されます。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新車新規登録した車両のうち、一定の環境性能を有するものについて、令和3年度分の税率が軽減されます。対象および税率は下表のとおりです。

**(グリーン化特例(軽課)は車両につき一度の適用であるため、令和2年度に軽減された車両の翌年度以降の税率は、13ページの三輪、四輪の軽自動車の軽自動車税(種別割)税率となります。)**

車 種			軽減後の税率(年税額)		
			①税率を概ね75%軽減	②税率を概ね50%軽減	③税率を概ね25%軽減
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗 用	営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円
		自 家 用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 用	営 業 用	1,000円	1,900円	2,900円
		自 家 用	1,300円	2,500円	3,800円

- ① 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減)  
 ② 乗 用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ2020年度燃費基準+30%達成車  
 貨物用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ2015年度燃費基準+35%達成車  
 ③ 乗 用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ2020年度燃費基準+10%達成車  
 貨物用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ2015年度燃費基準+15%達成車  
 ※②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。  
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。〈作成時点(令和2年12月)の最新情報です。〉

## 令和3年度軽自動車税(種別割)の減免申請について

心身に障がいのある方、または心身に障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合には、申請により税金が減免されることがあります。

### ▶手続きに必要な書類等

- ・身体障害者手帳または療育手帳等
- ・運転者の運転免許証
- ・車検のある車両については車検証
- ・令和3年度納税通知書
- ・届出者の身分証明書
- ・納税義務者のマイナンバーカードもしくは通知カード等

### ▶申請期間(新規に減免を受けられる方)

令和3年5月上旬(納税通知書到着後)から  
令和3年5月31日(納期限)まで

### ▶令和2年度に減免を受けられた方

令和3年度も申請内容に変更がなく、引き続き減免を希望される方につきましては、『現況報告書』を提出いただくことで、申請手続きに替えることができます。

『現況報告書』は、令和3年2月ごろに該当者に郵送いたします。

※減免は、障がいのある方一人につき1台に限られます。すでに普通自動車、軽自動車等で減免を受けている方は申請できません。

※障がいの内容により、対象とはならない場合がございますので、詳しくはお問い合わせください。

## 軽自動車税(種別割)に関するQ&A

### Q<sup>1</sup> 他の市区町村に転出する場合

山口市から転出することになりました。山口市のナンバープレートの付いた原付を所有していますが、そのまま転出先で使用してもいいでしょうか？

**A<sup>1</sup>** 原付には主たる定置場のある市区町村のナンバープレートを付ける必要があります。転出する場合は、「山口市」のナンバープレートを返却し、転出先の市区町村で交付(登録)を受けてください。なお、返却手続きは、転出先の市区町村窓口でも可能です。

※原動機付自転車と小型特殊自動車以外については登録変更の手続き場所が異なります。(下記参照)

### Q<sup>2</sup> 農耕作業用の小型特殊自動車(トラクター等)のナンバープレートについて

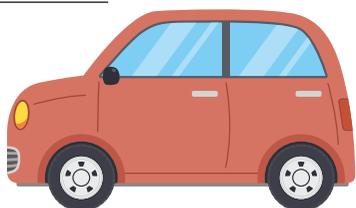
農耕作業用のトラクターを所有しています。公道走行しないトラクターでも、ナンバープレートをつけないといけませんか？

**A<sup>2</sup>** 公道走行の有無にかかわらずナンバープレートをつける必要があります。車両を所有していることに基づいて課税されますので、課税のための申告をしてナンバープレートをつけてください。

### 軽自動車を廃車(スクラップ等)、または譲渡した場合は、早めに手続きをしてください。

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

なお、4月2日以降に変更手続き(廃車、譲渡)をした場合には、その年度の税金を全額納めていただくこととなりますのでご注意ください。(普通自動車のような月割での還付制度はありません。)



### Q<sup>3</sup> 乗らない原動機付自転車(原付)のナンバープレートの返却について

原付を所有していますが、しばらく乗らないのでナンバープレートの返却をしたいのですが？

**A<sup>3</sup>** ナンバープレートの返却手続きができるのは、原則、車両を手放す場合(誰かに譲る、廃棄する等)となりますので、乗らないからの理由で廃車は受け付けていません。車両を所有している限り課税されます。

### Q<sup>4</sup> 口座振替の方が6月上旬に車検を受ける場合の継続検査用(車検用)納税証明書について

口座振替で税金を納めていますが、6月上旬に車検を受けます。納税証明書が必要なのですが、どうすれば良いですか？

**A<sup>4</sup>** 口座振替により納付されている場合、納付確認後に継続検査用(車検用)納税証明書を郵送(6月中旬頃)しています。それまでに車検を受けようとする場合、前年度分に対応する納税証明書の有効期限を延長(15日間)し、無料で発行しています。お手数ですが、市内の各総合支所、行政窓口のある各地域交流センターおよび各分館で申請してください。

車種	登録変更の手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下)	各総合支所、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)および各分館、大海総合センター ☎083-934-2734 (山口総合支所 市民税課)
小型特殊自動車 (農耕作業用・その他)	
軽自動車 (125cc超~250cc以下)	中国運輸局 山口運輸支局 山口市宝町1番8号 ☎050-5540-2073
二輪の小型自動車 (250cc超)	
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 山口事務所 山口市葵一丁目5番57号 ☎050-3816-3085

### 問い合わせ先

市民税課管理担当(山口総合支所1階)  
☎083-934-2734 FAX083-933-1083

# 市税・保険料の納め方

## 口座振替

口座振替をご利用いただくと、自動的に預(貯)金口座から納期の末日に振り替えられます。納期のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、納め忘れもありません。

### ★お申し込み方法

口座振替依頼書にご記入・押印のうえ、預(貯)金口座のある取扱金融機関(下記参照)または各総合支所、地域交流センター窓口にご提出ください。(口座振替依頼書は市内の取扱金融機関に置いてあります)※インターネットでの申し込みについては4ページをご参照ください。

取扱金融機関			
山 口 銀 行	みずほ銀行	北九州銀行	もみじ銀行
西京銀行	萩山	西中国	中 国
ゆうちょ銀行	信用金庫	信用金庫	労働金庫
信用組合	山 口 県	山口県漁業協同組合	
広島商銀	農業協同組合	(大海・吉佐各支店)	

## ●市税・保険料納期一覧表

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	全 期 第 1 期			第 2 期					第 3 期		第 4 期	
市 県 民 税 (普通徴収)			全 期 第 1 期		第 2 期		第 3 期			第 4 期		
軽自動車税 (種別割)		定 期										
国民健康保険料 (普通徴収)			全 期 第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
介護保険料 (普通徴収)			全 期 第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				全 期 第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期

※納期限は月末です。12月のみ、26日が納期限となります。納期限が休日の時は、翌日が納期限となります。

※所得更正等による税・料の追徴については、納期以外の月にも発生することがあります。

## 納付書納付

納付書は、各総合支所、阿東地域交流センター篠生分館・生雲分館・地福分館・嘉年分館、納付書記載の金融機関及びコンビニエンスストアで使用することができます。納付書を紛失した場合は再発行できますので、収納課管理担当までご連絡ください。

**\*コンビニエンスストアでは365日24時間納付できますが、納付書使用期限を過ぎたものは取り**

## ●口座振替の開始

ゆうちょ銀行以外の金融機関

→申込み月の翌月末の納期から

ゆうちょ銀行

→申込み月の翌々月末の納期から

**◆1期・全期前納の引落しは、2ヶ月前までに手続きが必要です。**

## ◆ご注意◆

引落し日は納期の末日1回です。残高不足等で引落しができなかった場合は、別途お送りする口座振替不能通知(納付書を兼ねています)で納付してください。

全期前納で口座振替ができなかった場合や、年度途中に全期前納の申し込みをされた場合は、翌年度から全期前納の引落としとなり、その年度は各期ごとに引落としされます。

**死亡や世帯主変更により、納税(付)義務者に変更があった場合や、固定資産税の共有持分に変更があったときは、引落しが継続されませんので、再度口座振替の手続きが必要になります。**

**扱いできません(納付書使用期限を過ぎた場合でも、取扱金融機関窓口で使用できます)。**

**\*納付書で納付されてから入金確認できるまで10日程度かかります。納期限を過ぎて納付されると督促状が行き違いで届く場合がありますので、ご容赦ください。**

## 問い合わせ先

収納課管理担当 ☎ 083-934-2739  
(山口総合支所1階) FAX 083-934-2668

## スマートフォンアプリによる納付ができます

金融機関やコンビニエンスストアに行かなくとも、アプリを利用することにより「いつでも」「どこでも」市税、保険料の支払いが可能になりました。

### ★対象税目

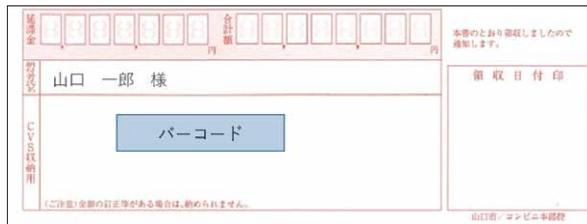
市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

### ★利用できるアプリ

Pay B LINE Pay PayPay 楽天銀行

### 利用方法

利用したい金融機関に対応したスマートフォンアプリをダウンロードします。氏名や口座情報を登録します。登録後、アプリのカメラで納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで納付できます。



※納付書にバーコードの表示がないもの、納付書使用期限を過ぎたもの、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、金額を訂正したもの、破損や汚れによりバーコードが読み取れないものは、アプリでの納付はできません。

※アプリによる納付の場合は、領収書は発行されません。領収書や軽自動車税納税証明書(継続検査用)が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

※アプリによって利用方法などが異なります。詳細は公式サイトを参照してください。

## 税金・保険料の納付が難しいときはご相談を!

### みんなを支える税金・保険料

市政を運営するための財源に、税金・保険料などがあります。これらの税金・保険料は、みなさんのための各種公共サービス・事業の推進・保険給付等に活用されています。



### 税金・保険料が納期限内に納付できないときはご相談を!

納付期限内に税金・保険料を納付されないと滞納処分を行います。滞納処分を受けると、財産の処分を禁じられるほか、社会的信用が損なわれる場合があります。期限内の納付が難しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在の生活状況等をお聞きし、納付相談を行います。

### 滞納処分とは?

地方税法・国税徴収法等に定められている処分で、納付されていない方の財産を差し押え、財産の換価を行い、税金・保険料に充当する一連の手続きを「滞納処分」と言います。

#### 滞納処分の流れ



### 「市税等コールセンター」から納付の呼び掛けをしています!

水・金曜日 : 午前9時から午後5時  
月・火・木曜日 : 午後1時から午後8時  
隔週日曜日(月2日以上)  
: 午前9時から午後5時

#### 問い合わせ先

収納課 ☎ 083-934-2740・2741・2917  
(山口総合支所1階) FAX 083-934-2668

# 個人市・県民税

## 個人市・県民税について

個人市・県民税(以下「市・県民税」という。)は、福祉や医療、教育、道路・公園の整備など、まちづくりに必要な地域社会の費用をできるだけ多くの住民のみなさんに分担してもらう性格を持つ税金です。

### ⇒前年の所得等に応じて課税されます

令和3年度の市・県民税は、令和2年1月1日から12月31日までの1年間の所得、控除等を基に計算されます。

※なお、現在納めていただいている令和2年度の市・県民税は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の所得、控除等を基に計算されたものです。

### ⇒1月1日現在の住所地の市区町村で課税されます

1月2日以降に他の市区町村に転出した場合でも、1月1日現在居住していた市区町村に全て納付していただくことになります。その年度中は転入した市区町村から課税されることはありません。ただし、市区町村に事業所や住居がある場合は均等割が課税される場合があります。

### ⇒「所得割額」と「均等割額」があります

市・県民税は次の2つを合算したものになります。  
均等割額:一定以上の所得がある方に定額が課税されます。

年税額5,500円(市民税3,500円+県民税2,000円)※山口市の場合

所得割額:所得に応じて課税されます。

(前年の総所得金額-所得控除額)×10%-税額控除額

※なお、土地・建物・株式の譲渡所得などには別の税率で課税されます(分離課税)。

### ⇒収入と所得の違い

「収入」とは、給与や事業収入または公的年金などの年間の合計収入です。その収入から「給与所得控除」や「必要経費」、「公的年金等控除」「所得金額調整控除」を除いた後の金額を「所得」といいます。

例えば、サラリーマンの方が年末に事業所から

受け取られる源泉徴収票であれば、下図Aが収入、Bが所得となります。

別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	名	所
	A	B		
専	配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		
人	控除の額	特定 老人 その他		
	千 円	人 従人 内 人 従人 人		

(源泉徴収票)

## 課税・非課税の基準について

課税となる基準は次のとおりです。

【判定基準】前年の合計所得金額により判定  
**32万円×(本人+扶養人数※1)+10万円+19万円※2**

※1 年少扶養(16歳未満の扶養親族)も扶養人数に含まれます。

※2 扶養人数が0人の場合、19万円の加算額はありせん。

◎障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税となります。

給与収入のみの方(扶養親族なし)の場合、97万円(所得が42万円)以下の方が非課税となります。

課税・非課税の基準	
給与収入	市・県民税
97万円以下	非課税
97万円超	課税

## 申告について

⇒税務署から確定申告が不要と言われた方でも『市・県民税の申告』が必要な場合があります

**申告が必要か否かの判定は、24ページのフローチャートで確認できます!**

所得税については、申告不要制度が設けられており、

①給与は1ヵ所からの年末調整済みの給与のみで給与所得以外の所得が20万円以下の方

②公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方

①、②のどちらかに該当する方は確定申告をする必要がありませんが、市・県民税については、申告が必要な場合がありますのでご注意ください。また、確定申告が不要な場合でも、年末調整済みの給与や公的年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除(社会保険料控除(※)・生命保険料控除・医療費控除・扶養控除等)を追加で受ける場合は市・県民税の申告が必要です。

※社会保険料のうち、公的年金から引き去りされていないもの(国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収分など)。

⇒個人年金や生命保険の満期等による一時金も申告が必要です

### ◆個人年金

生命保険の契約に基づく個人年金は、「雑所得」になります。

#### 【計算方法】

受け取った個人年金額－掛け金相当額＝雑所得

### ◆一時金

契約者本人が受取人となっている生命保険の満期保険金や解約返戻金等は、「一時所得」となります。

#### 【計算方法】

受け取った保険金額－掛け金相当額－50万円＝一時所得

なお、一時所得はその所得金額の1/2の金額が課税対象となります。

## 所得控除について

税額を計算する際に、納税義務者に配偶者や扶養親族があるか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

例:配偶者控除、扶養控除、医療費控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除 等

### ⇒配偶者控除

納税義務者と生計が同一の妻または夫で、前年の合計所得金額が48万円以下である方を同一生計配偶者といい、同一生計配偶者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の妻または夫のことを控除対象配偶者といいます。

控除対象配偶者を扶養することで、配偶者控除の適用を受けることができます。

※妻または夫の前年の合計所得が48万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることができます。その控除額は納税義務者および配偶者の所得によって段階的に減少します。なお、夫婦で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

### ⇒医療費控除

#### ◆医療費控除の対象となる医療費

以下の要件を全て満たす医療費が医療費控除の対象となります。なお、申告の際には、医療等を受けられた方、利用された病院・薬局ごとに支払い金額を事前に集計してください。

- (1)ご自身や生計が同一の親族のために支払った医療費であること
- (2)原則として、医師が治療に必要と判断したもののについての医療費であること
- (3) その年中に支払った医療費であること  
治療が12月中に終わった場合であっても、医療費の支払いが1月になった場合は、その翌年の医療費控除の対象となります。

#### 【計算方法】

医療費控除額＝支払医療費－保険金等で補填される額－(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額)

## ⇒障害者控除、ひとり親控除・寡婦控除

障がい者の方、ひとり親・寡婦控除に該当する方は申告をされると、それぞれ所得から障害者控除やひとり親・寡婦控除が適用されるほか、合計所得金額が135万円以下(給与収入のみの場合、給与収入204万4千円未満)の方は、市・県民税が非課税となります。所得税の年末調整等で申告していない場合は、忘れずに申告をしましょう。

## ◆障害者控除について

前年の12月31日の現況において、以下の要件を満たす方が対象となります。

- \*身体障害者手帳(1～6級)をお持ちの方
- \*精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方
- \*療育手帳(AまたはB)をお持ちの方
- \*戦傷病者手帳をお持ちの方
- \*寝たきりで複雑な介護が必要な方(市が発行する証明書が必要です)
- ※上記に当てはまらない方でも該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## ⇒社会保険・生命保険・地震保険料控除

各種健康保険や介護保険、国民年金等に加入されている方は、支払った保険料を社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

また、生命保険や地震保険に加入されている方も生命保険料、地震保険料等を申告することで所得控除として差し引くことができます。

これらの保険料は、申告をされないと、市・県民税の所得控除として適用されませんので、忘れずに申告しましょう。

ご家族の保険料をお支払いされた場合も、申告により、お支払いされた方の所得控除として適用することができます。ただし、公的年金や給与から引き去りされた社会保険料や、年末調整で適用した各種保険料は、ご本人以外の所得控除として申告することができませんのでご注意ください。



## 納付額証明書の発行

申告には、支払額の確認できる領収書や納付額証明書が必要です。

社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。

## 国民健康保険料納付額証明書

…………… 令和2年10月26日発送

## 介護保険料納付額証明書

…………… 令和3年1月22日発送予定

## 後期高齢者医療保険料納付額証明書

…………… 令和3年1月22日発送予定

ふるさと納税ワンストップ  
特例制度について

ふるさと納税を行った場合、確定申告をしなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる特例制度があります。この特例の適用を受けるためには、以下の条件を全て満たすことが条件です。

- ①ふるさと納税制度の対象となる地方団体への寄附であること
- ②確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ③ふるさと納税を行ってワンストップ特例申請書を提出した自治体が5団体以下であること

なお、この特例の適用を受けた場合は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市・県民税を減額する形で控除が行われます。

## 【注意】

**確定申告をされる方**(医療費控除を受けるために申告する場合など)や、**5団体を超える地方団体にふるさと納税を行った方は**、ワンストップ特例申請書を提出した場合でも、ふるさと納税についての控除を受けるためには、**確定申告でふるさと納税の寄附金控除を申告する必要があります。**

※ふるさと納税の寄附金制度の対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトを参照してください。

## Q&A(市・県民税)

### Q<sup>1</sup> 亡くなられた方の市・県民税について

私の夫は令和2年11月に亡くなりましたが、夫の市・県民税はどうなりますか？

**A<sup>1</sup>** 市・県民税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に住んでいる方に対して、前年の所得に基づいて課税されますので、令和2年中に亡くなられた場合、令和3年度以降の市・県民税は課税されません。

なお、令和2年度の市・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人の方に承継されます。

### Q<sup>2</sup> 公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収(引き去り)されているのに、市・県民税の納付書が届きました。なぜですか？

**A<sup>2</sup>** 公的年金から引き去りされるのは、公的年金所得に対して計算した市・県民税です。公的年金以外の所得(給与・農業・不動産など)がある場合、これに係る市・県民税は、給与からの特別徴収(給与所得がある方で給与からの引き去りの対象者のみ)または普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになります。

また、前年度の下半期(10・12・2月)に公的年金からの特別徴収をされていない方、または前年度の途中で転入された方についても、上半期(6・8月)は普通徴収で納めていただくことになります。

### Q<sup>3</sup> 申告について

前年中収入はなかったが、申告が必要ですか？

**A<sup>3</sup>** 市・県民税の申告書は、様々な申請の際に添付が求められる所得・課税証明書の資料となるほか、国民健康保険等に加入している方や福祉医療助成制度を受給している方の保険料の軽減や医療費の負担割合の判定資料として使われます。収入が無く市・県民税が課税されない方であっても、申告をしていただくようお願いしています。また、他の市区町村で課税されて

いる方の扶養控除に該当している場合でも申告していただくようお願いします。

### Q<sup>4</sup> 特別徴収と普通徴収の切り替えについて

年の途中で退職した場合、市・県民税は、どのように納めるのでしょうか？

**A<sup>4</sup>** 会社等にお勤めの場合は、原則として6月から翌年5月までの12回で、給与から差し引いてお勤め先の事業所から納めていただきます。(この納付方法を特別徴収といいます。)

退職または休職等により給与から差し引くことができなくなった場合には、最後に支給される給与又は退職手当等からその残額をお勤め先が一括して徴収し、納めていただくか、市役所からご本人にお送りする納付書で納めていただくこととなります。(納付書または口座振替により納付することを普通徴収といいます。)

なお、退職等により普通徴収となった方でも、その後再就職された場合は、新たなお勤め先で特別徴収に切り替えることができます。徴収方法の切り替えにつきましては、再就職されたお勤め先からの届出が必要になりますので、お勤め先の給与担当者にご相談ください。

### Q<sup>5</sup> 市・県民税額について

ここ数年、収入は変わっていないのに市・県民税額だけが上がっているのはどうしてですか？

**A<sup>5</sup>** 収入金額から必要経費を差し引くことで算出された所得金額、そこから所得控除を差し引くことで算出された課税所得金額が元となって市・県民税額が決定されます。

そのため、収入が変わっていないのに市・県民税額が上がっている理由としては、

1. 営業収入などの場合、必要経費が下がったために、所得金額が大きくなった
2. 扶養控除や配偶者控除などの人的控除が外れたことで、所得控除額が下がり課税所得金額が大きくなった
3. 住宅ローン控除などの税額控除額の変動などが考えられます。

所得金額の算出方法や所得控除の種類、控除額などは市・県民税の計算方法を参照ください。

# 市・県民税申告相談について

市・県民税申告相談会場で受付をする申告は、①市・県民税申告と、②所得税確定申告の2種類です。所得税確定申告について、市では受付できないもの(23ページ参照)があります。

①市・県民税申告については、例年申告をされる方で今年も申告が必要と思われる方へ、市・県民税申告書を送付(1月下旬)しますが、申告書を送付していない方でも、申告が必要な場合がありますので、以下の注意点をご確認いただき、ご不明な点は市民税課市民税担当までお問い合わせください。⇒市・県民税の内容については、18~21ページをご参照ください。

②所得税確定申告は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得を基準に所得税額を計算し、源泉徴収による過不足等の精算を行う手続きです。

## ③◆期間・会場等

期間中、申告相談を行わない日がありますので、「各地域会場の申告相談日程(25~27ページ)」をご確認のうえ、お間違えのないようお越しください。

平日に来られない方のために休日申告相談窓口を設けていますので、指定日をご確認のうえ、ご利用ください。

## ◆申告時に持参していただくもの

- 1 市・県民税申告書(申告会場にもあります)
- 2 収支内訳書(営業・農業・不動産等の所得のある方)
- 3 印鑑(認印可、朱肉を使うもの)
- 4 所得の計算に必要なもの
  - ・源泉徴収票(給与または公的年金)、各支払報告書、帳簿書類、領収書、営業・農業・不動産等の収入の必要経費となる租税公課(固定資産税、自動車税など)の額の分かるものなど
- 5 各種控除の計算に必要なもの
  - ・各種健康保険料・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの支払証明書、医療費等の明細書(該当の申告がある方のみ)
  - ・被扶養者(配偶者または子など)の所得が分かるもの
  - ・障害者手帳など
- 6 本人確認書類
  - ・申告者本人が申告する場合は、個人番号確認資料(マイナンバーカード等)、身元確認資料(運転免許証、健康保険証等)
  - ・同世帯の親族が申告者本人に代わり申告する場合は、代行者の身元確認資料と申告者本人の身元確認資料
  - ・代理人が申告する場合(上記以外の場合)は、申告者本人の個人番号確認資料、代理人(窓口にいる方)の身元確認資料、委任状(代理権の確認書類)
- 7 日本国外に居住する親族の扶養控除等に係る必要書類
  - ・親族関係が分かる書類(外国語で作成されているものは翻訳文を添付)
  - ・送金が分かる書類(金融機関の送金依頼書、クレジットカード利用明細書など)

新型コロナウイルス感染症対策のため、ご来場時は、マスク等の着用をお願いします。



## ◆市・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方
  - 注意** 公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)の追加がある方は申告が必要です(19ページ参照)。
- 4 申告をする方または年末調整をされた方に扶養されている方(扶養している方が市外の場合を除く)
- 5 令和2年中に亡くなられた方
  - 注意** 令和2年度の市・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人に継承されます。

## 本人確認書類について

このたび、デジタル手続法の通知カード廃止に関する規定により、個人番号確認資料として「マイナンバー通知カード」を利用することができなくなりました。これに伴う経過措置として、マイナンバー通知カードを個人番号確認資料として利用することができる場合があります。詳しくは山口市のウェブサイトをご参照ください。

## 書類の事前作成等にご協力ください

申告会場でお待たせする時間を少しでも短くするため、申告書や書類への記入・計算等の事前準備にご協力ください。

営業・農業・不動産等の「収支内訳書」を提出される方や医療費控除の申告をされる方については、事前に計算をされている方から優先的に受付をしますので、あらかじめご了承ください。

**ご自身で申告書を作成できる方は、郵送による提出や各総合支所総合サービス課に設置する「提出箱」に投函されることをお勧めします。**

### 医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」が必要です

令和3年度の申告より、「医療費控除の明細書」の作成及び添付が必要となります。医療費の領収書では申告はお受けできません。医療費の領収書については自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示または提出する必要があります。なお、健康保険組合等が発行した「医療費通知」を添付することで医療費控除の明細書の記入が簡素化できます(医療費通知は自己負担額等が記載されたものに限りです)。

※医療費控除の明細書は、最寄りの総合支所、申告相談を行う地域交流センターに備え付けていますのでご利用ください。

### ●郵送による提出

提出先:〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所 市民税課 市民税担当 宛

### ●提出箱(各総合支所総合サービス課に設置)に投函

設置期間:2月16日(火)から3月15日(月)まで(平日8:30~17:00)

※小郡総合支所については、第1会議室に設置しています。(平日8:30~16:00)

※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

※郵送・投函される際は、以下の記入内容等・添付書類に漏れないことをご確認ください。

- ・申告者の氏名、住所、生年月日、個人番号(マイナンバー)、連絡先(日中連絡が取れる電話番号)
- ・押印(認印可、朱肉を使うもの)
- ・マイナンバーカードの写し(両面)もしくは、マイナンバーの記載のある住民票と身元確認書類(運転免許証、パスポートなど)の写し
- ・22ページに掲載している申告時持参物「4 所得の計算に必要なもの」および「5 各種控除の計算に必要なもの」

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な場合は、お手数ですが、返信用封筒(返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの)を同封してください。

問い合わせ先 市民税課市民税担当(山口総合支所1階) ☎083-934-2735 FAX 083-933-1083

## 所得税の確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン以外にスマホやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。ID・パスワード方式で簡単に「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することができます。

### 受付ができない確定申告があります

以下の内容の確定申告は、市・県民税申告相談会場で受付ができませんので、税務署へご相談ください。

※以下の内容以外でもお断りする場合がありますので、ご了承ください。

- ・土地建物や株式等の譲渡、先物取引による所得がある方
- ・初めて「住宅借入金等特別控除」の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・過年分(令和元年分(平成31年分)以前)の申告をされる方
- ・準確定申告(令和2年中に亡くなられた方の申告を相続人が行うもの)をされる方
- ・山林所得、退職所得の申告をされる方



問い合わせ先 山口税務署 ☎083-922-1340

e-Tax や確定申告書の作成について⇒国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

# 市・県民税の申告が必要かどうか、確認してみましょう!

はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

※この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。  
(市民税課市民税担当 TEL 083-934-2735)



## スタート

令和3年1月1日現在、山口市に居住していましたか?

いいえ

令和3年1月1日に居住していた市区町村へ確認してください。

はい

令和2年中に何か収入がありましたか?

いいえ

同居の家族の税法上の扶養ですか?(確定申告等で扶養される予定も含む)

いいえ

**必要** ※1

**不要**

はい

税務署へ所得税の確定申告書を提出する予定ですか?

いいえ

令和2年中の収入は?  
① **公的年金**のみで収入が400万円以下  
② 1ヶ所からの給与のみ  
③ 給与または **公的年金** 収入の他にも所得がある  
④ 所得がある方で上記に当てはまらない方

①の方

公的年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除の追加がありますか?(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)

ない

**不要**

ある

**必要** ※2

②の方

③の方

④の方

⑤の方

⑥の方

⑦の方

⑧の方

⑨の方

⑩の方

⑪の方

⑫の方

⑬の方

⑭の方

⑮の方

⑯の方

⑰の方

⑱の方

⑲の方

⑳の方

㉑の方

㉒の方

㉓の方

㉔の方

㉕の方

㉖の方

㉗の方

㉘の方

㉙の方

㉚の方

㉛の方

㉜の方

㉝の方

㉞の方

㉟の方

㊱の方

㊲の方

㊳の方

㊴の方

㊵の方

㊶の方

㊷の方

㊸の方

㊹の方

㊺の方

㊻の方

㊼の方

㊽の方

㊾の方

㊿の方

0の方

1の方

2の方

3の方

4の方

5の方

6の方

7の方

8の方

9の方

10の方

11の方

12の方

13の方

14の方

15の方

16の方

17の方

18の方

19の方

20の方

21の方

22の方

23の方

24の方

25の方

26の方

27の方

28の方

29の方

30の方

31の方

32の方

33の方

34の方

35の方

36の方

37の方

38の方

39の方

40の方

41の方

42の方

43の方

44の方

45の方

46の方

47の方

48の方

49の方

50の方

51の方

52の方

53の方

54の方

55の方

56の方

57の方

58の方

59の方

60の方

61の方

62の方

63の方

64の方

65の方

66の方

67の方

68の方

69の方

70の方

71の方

72の方

73の方

74の方

75の方

76の方

77の方

78の方

79の方

80の方

81の方

82の方

83の方

84の方

85の方

86の方

87の方

88の方

89の方

90の方

91の方

92の方

93の方

94の方

95の方

96の方

97の方

98の方

99の方

100の方

101の方

102の方

103の方

104の方

105の方

106の方

107の方

108の方

109の方

110の方

111の方

112の方

113の方

114の方

115の方

116の方

117の方

118の方

119の方

120の方

121の方

122の方

123の方

124の方

125の方

126の方

127の方

128の方

129の方

130の方

131の方

132の方

133の方

134の方

135の方

136の方

137の方

138の方

139の方

140の方

141の方

142の方

143の方

144の方

145の方

146の方

147の方

148の方

149の方

150の方

151の方

152の方

153の方

154の方

155の方

156の方

157の方

158の方

159の方

160の方

161の方

162の方

163の方

164の方

165の方

166の方

167の方

168の方

169の方

170の方

171の方

172の方

173の方

174の方

175の方

176の方

177の方

178の方

179の方

180の方

181の方

182の方

183の方

184の方

185の方

186の方

187の方

188の方

189の方

190の方

191の方

192の方

193の方

194の方

195の方

196の方

197の方

198の方

199の方

200の方

201の方

202の方

203の方

204の方

205の方

206の方

207の方

208の方

209の方

210の方

211の方

212の方

213の方

# 全体会場・各地域会場の申告相談日程

開催日ごとの対象地区は、新型コロナウイルス感染症拡大防止および窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。ご来場時は、マスク等の着用をお願いします。

## ●全体会場:山口総合支所2階 申告会場

開催日	会場	受付時間
2月1日(月)～3月15日(月)の平日	山口総合支所2階 申告会場	8:30～17:00
2月21日(日) <b>休日申告</b>	山口総合支所1階 市民課カウンター前	9:30～16:00

## ●山口地域:地域交流センター等

開催日	会場	受付時間
2月1日(月)	吉敷・佐山・宮野 地域交流センター	9:30～16:00
2月2日(火)	嘉川・大歳 地域交流センター	
2月3日(水)	平川・小鯖 地域交流センター	9:30～12:00
	仁保 地域交流センター	
2月4日(木)	大内・二島 地域交流センター	9:30～16:00
2月5日(金)	陶 地域交流センター	
	山口南総合センター 多目的ホール	
2月8日(月)	鑄銭司 地域交流センター	

## ●小郡地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月15日(月)	地区指定なし(ご都合の良い方)	小郡総合支所1階 第1会議室	8:30～ 16:00
2月16日(火)	奥畑、前畑、新町西、平原、宮の原、宮の前、椎の木、わかば台、新町東上、		
2月17日(水)	新町東下、光が丘南、光が丘中、光が丘東、白土、ヴェルコリーナ、		
2月18日(木)	仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、岩屋、八方原、森下		
2月19日(金)	地区指定なし(ご都合の良い方)		
2月22日(月)	地区指定なし(ご都合の良い方)		
2月24日(水)	円座東、円座西、元橋、東津上、東津中、東津下、新丁、		9:30～16:00
2月25日(木)	柳井田、蔵敷、田町、中央通、津市上、津市中、津市下、津市南、		
2月26日(金)	大正上、大正中、大正下、尾崎、金堀、山手上、山手下		
2月28日(日)	<b>休日申告</b> 平日に来られない方		
3月 1日(月)	地区指定なし(ご都合の良い方)		8:30～ 16:00
3月 2日(火)	三軒屋、明治東、明治西、明治北、矢足、長谷、長谷西、柏崎、新開、		
3月 3日(水)	原、金池、JR鉄道寮、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、		
3月 4日(木)	緑町、花園町、若草・平砂町、維新町、給領町、栄町、平成町、前田町		
3月 5日(金)	地区指定なし(ご都合の良い方)		
3月 8日(月)			
3月 9日(火)			
3月10日(水)			
3月11日(木)			
3月12日(金)			
3月15日(月)			

※小郡総合支所での申告相談につきましては、申告相談期間中、小郡総合支所周辺工事に伴い来庁者用の駐車場が減少し、駐車場が不足することが予想されますのでご注意ください。

開催日ごとの対象地区は、新型コロナウイルス感染症拡大防止および窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。ご来場時は、マスク等の着用をお願いします。

## ●秋穂地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月 9日(火)	大河内北、大河内南、天神町	大海総合センター	8:30~16:00
2月10日(水)	浜中、北条、中条		
2月12日(金)	井南、浜内、小浜、赤崎		
2月16日(火)	中道、花香南、花香北、中津江	秋穂総合支所 第1会議室	8:30~16:00
2月17日(水)	上本町、本町、祇園町、西天田		
2月18日(木)	黒瀨南、東天田、西青江、先青江		
2月19日(金)	日地、金山領		
2月21日(日)	<b>休日申告</b> 平日に来られない方		
3月 1日(月)	中野		9:30~16:00
3月 2日(火)	下村、宮之旦		8:30~16:00
3月 3日(水)	屋戸、加茂、海岸通、東本町、黒瀨北		
3月 4日(木)	上記開催日に来られない方		

## ●阿知須地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月22日(月)	小古郷、前山、小山	阿知須地域 交流センター 1階講座室	8:30~16:00
2月24日(水)	北祝、南祝、西祝		
2月25日(木)	東条、縄田		
2月26日(金)	中村、西条、寺河内、浜、二の宮		9:30~16:00
2月28日(日)	<b>休日申告</b> 平日に来られない方		
3月 8日(月)	砂郷、飛石、沖の原		8:30~16:00
3月 9日(火)			
3月10日(水)	岩倉、旦、浜表、赤迫		
3月11日(木)	井関、野口、杖川、河内、源河		
3月12日(金)	向井関、引野、仙在、青畑、焼野、岡		

開催日ごとの対象地区は、新型コロナウイルス感染症拡大防止および窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。ご来場時は、マスク等の着用をお願いします。

## ●徳地地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月 4日(木)	上村、藤木	徳地地域交流センター 島地分館	9:30~16:00
2月 5日(金)	島地、山畑		
2月 8日(月)	鯖河内、串	徳地地域交流センター串分館	
2月 9日(火)	船路、引谷	徳地地域交流センター 八坂分館	
2月10日(水)	八坂、三谷		
2月12日(金)	柚木、野谷	徳地地域交流センター柚野分館	
2月22日(月)	堀	徳地山村開発センター	8:30~16:00
2月24日(水)			
2月25日(木)			
2月26日(金)	深谷、小古祖、伊賀地、岸見		
2月28日(日)	<b>休日申告</b> 平日に来られない方		9:30~16:00
3月 8日(月)	上記開催日に来られない方		8:30~16:00
3月 9日(火)			

## ●阿東地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月 8日(月)	嘉年上	嘉年基幹集落 センター	9:30~16:00
2月 9日(火)	嘉年下		
2月10日(水)	地福上	阿東老人福祉 センター	
2月12日(金)	地福下		
2月15日(月)	徳佐上	阿東地域 交流センター	8:30~16:00
2月16日(火)			
2月17日(水)	徳佐中(坂手、東畑、原山、上市東、上市西、小南、貞行、丸山、平丸、水戸)		
2月18日(木)	徳佐中(駅通、栄町、中市、下市、上宇津根、下宇津根、片山、羽波)		
2月19日(金)	徳佐下		
2月21日(日)	<b>休日申告</b> 平日に来られない方		9:30~16:00
3月 1日(月)	生雲西分	阿東地域 交流センター 生雲分館	9:30~16:00
3月 2日(火)	生雲中		
3月 3日(水)	生雲中、蔵目喜		
3月 4日(木)	生雲東分	長門峡自然休養村 管理センター	
3月 5日(金)	篠目		

問い合わせ先

市民税課市民税担当(山口総合支所1階)

☎083-934-2735

